令和８年（フ）第４５号
福岡県大牟田市一浦町122番地５　石井アパート　201号
債務者　一瀬　大地
1　決定年月日時　令和８年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第２４号
福島県相馬市中村二丁目３番地の11　ヴェルビュ二丁目Ｄ―101
債務者　阿部　秋弘
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月３日まで
福島地方裁判所相馬支部

令和８年（フ）第１２５号
茨城県取手市野々井832番地　ＮＯＮＯⅠ館202
債務者　大滝　翔太
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１２６号
茨城県取手市野々井832番地　ＮＯＮＯⅠ館202
債務者　横山沙椰香
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第２０６号
群馬県高崎市上佐野町53番地１　オリエンタルコーポ小林Ｂ301号
債務者　悴田　純子
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第７９号
千葉県いすみ市釈迦谷1198番地６
債務者　吉川　慶子（旧姓佐川）
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第４５４号
愛知県西尾市吉良町吉田宮腰１番地１　ラ・アゼリア　106号室
債務者　奥野　幹生
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２６４号
滋賀県草津市渋川二丁目７番24―102号　シティハイムサザンレイク
債務者　高山　文枝
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９７号
大津市仰木の里三丁目５番21号　モンテカンパーニャＣ―202
債務者　伊藤　直人
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９８号
大津市仰木の里三丁目５番21号　モンテカンパーニャＣ―202
債務者　伊藤　直美
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３００号
滋賀県湖南市平松北二丁目14番地
債務者　中村伊央馬
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２３号
滋賀県草津市野路東四丁目14番２―206号　リブマンション横土井Ⅲ
債務者　野口　敦子
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２９号
大津市美空町２番12―101号
債務者　松川　葉子
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９４号
広島県福山市高西町四丁目２番18号　グレイス108
債務者　野田　梨乃
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第２１３号
香川県さぬき市造田野間田27番地５　ビレッジハウス野間田２―301
債務者　伊勢由美子
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２４３号
香川県高松市東山崎町32番地４
債務者　長濱　　聡
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２５３号
香川県高松市松福町２丁目１番８―203号　コート松福町Ⅱ
債務者　重藤　幸人
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係